

調達管理番号・案件名
24a00457_全世界(2024年度公示分)中小企業・SDGsビジネスの効果的実施による経済開発分野の課題解決推進に係る調査

質問と回答は以下のとおりです。

2024年8月8日

【共通項目】

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	19	(9)調査対象国情報整理	どの程度の分量をイメージされていますでしょうか。ページ数の目安などはありますでしょうか。	国別に採択企業数が異なり、また、複数案件がある場合も分野が重なる場合と重ならない場合があるため、統一的な分量を想定しているものではありません。採択企業以外の企業で同一国・同一分野への展開を検討する企業に対して有効と考える内容を踏まえて適切な分量・内容・体裁を検討ください。
2	21	第6条「相談窓口」の設置	相談窓口は、貴機構内に設置される予定でしょうか。具体的にどのような方が担当することになるのでしょうか。	「 https://www.jica.go.jp/about/announce/inquiry/index.html 」にて、お問い合わせ先・連絡先についてご案内しておりますのでご確認ください。
3	29	「別紙3 経費積算及び経費管理について」内「1. ビジネス化支援に係る業務量及び積算」における「(3)ビジネス化支援の企業活動支援のための調査経費及び管理方法」	「インパクトKPIの設定にかかるベースラインデータ収集に必要な特殊傭人費」として、「契約時点においては、ニーズ確認調査1件あたり100万円、ビジネス化実証事業1件あたり100万円にて計算した金額を定額計上する。」との記載があり、ニーズ確認調査・ビジネス化実証事業いずれもベースラインデータ収集を行うように見受けられましたが、P18「第4条 本業務の内容」内「(5)インパクト発現に向けたロジックモデル検討、インパクトKPI設定への支援、データ収集)」では、ベースラインデータ収集が必須であるのはビジネス化実証事業のみと理解しており、後者の認識で合っているかご教示頂けますと幸いです。	ご指摘のとおり、ベースラインデータ収集が必須であるのは、ビジネス化実証事業のみですので、特殊傭人費の計上が必要であるのはビジネス化実証事業のみとします。本回答をもって該当箇所の修正とさせていただきます。
4	38	(6)旅費(航空賃)について	「(6)旅費(航空賃)について」に関して、見積もりを取る必要のあるケースはどのようなものが想定されますでしょうか。採択企業やコンサルタントの旅費は定額計上で、見積もりは不要という理解です。	ご指摘の通り、採択企業やコンサルタントの旅費は定額計上となるため、見積もり不要です。本回答をもって、該当箇所の修正とさせていただきます。